

令和7年度分 高校生の「通学費」「寮・下宿費」の補助金申請について

令和7年度分の「通学費」及び「寮・下宿費」の補助金申請を受け付けています。申請書はホームページからダウンロードするか、学校教育課または各振興事務所で受け取ることができます。

通学費の申請について

【対象者】 市内・市外の高校等に公共交通機関を使って通学する生徒の保護者で、市内に住民票がある人。

【受付期間】 令和8年3月31日まで <期日厳守>

【補助額】 1ヶ月の定期券代から10,000円を差し引いた金額の2分の1を補助。

【申込方法】

«長良川鉄道・白鳥交通・八幡観光バスを利用する生徒»は以下の書類を業者に提出

- ・高校生通学支援事業補助金交付申請書兼代理受領委任状（様式3号）
- ・学生証の写し、保護者確認書類（運転免許証等）の写しを添付



申請概要

«長良川鉄道・白鳥交通・八幡観光バスを利用しない生徒»は以下の書類を学校教育課

または各振興事務所へ提出

①高校生通学支援事業補助金登録申請書（様式1号）…初回のみ

- ・学生証の写し、保護者確認書類（運転免許証等）の写しを添付

②高校生通学支援事業補助金交付申請書（様式2号）…定期券購入後

- ・学生証の写し、領収証の写し、購入した定期の写しを添付

※対象となるのは公共交通機関の定期券のみです。

回数券や学校の送迎バスは対象外となりますのでご了承ください。

寮・下宿費の申請について

【対象者】 市内・市外の高校等に寮・下宿を利用して通学する生徒の保護者で、市内に住民票がある人。ただし、市内の高校へ寮・下宿を利用して通学する生徒の保護者については、住民票の有無は問いません。

【受付期間】 令和8年3月31日まで <期日厳守>

【補助額】 1ヶ月の寮・下宿費に食事代が含まれている場合は、食費相当分を差し引いた金額の2分の1を補助。ただし、上限を8,000円とします。

【対象期間】 令和7年10月～令和8年3月までの後期分。ただし、前期分の申請をしていない場合は1年分を受け付けします。

【申込方法】

以下の書類を学校教育課または各振興事務所へ提出



申請概要

①高校生下宿等支援事業補助金登録申請書（様式1号）…初回のみ

- ・学生証の写し、保護者確認書類（運転免許証等）の写しを添付
- ・学校からの寮費に関する詳細や下宿費がわかるものまたは賃貸契約書

②高校生下宿等支援事業補助金交付申請書（様式2号）

- ・学生証の写し、領収証の写し（振り込みが確認できるもの）

※早めの申請をお願いします。



【お問い合わせ】

教育委員会学校教育課 67-1468

または各振興事務所 大和 88-2211 白鳥 82-3111
高齢 72-5111 美並 79-3111
明宝 87-2211 和良 77-2211